

知っていますか？ ヘルプマーク・ヘルプカード

熊本県では令和3年度(2021年度)やさしいまちづくりウィークの取り組みテーマの一つである「ヘルプマーク・ヘルプカードの重点的広報」の一環として、ヘルプマーク・ヘルプカードについて周知しています。

対象者は、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや発達障がい・難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が対象となります。

ヘルプマーク・ヘルプカードは、対象者が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

●ヘルプマーク・ヘルプカードを持っている方がいたら・・・

- ・電車やバスの中で、席を譲る。
 - ・支援が必要な様子であれば、「何かお困りですか。」と声をかける。
 - ・災害時、安全に避難するのを手助けする。
- など、思いやりのある行動とあなたにできる支援や配慮をお願いします。



▲ヘルプカード



▲ヘルプマーク

(1)配布窓口

○ヘルプマーク(ストラップ型)

熊本県庁(健康福祉政策課)、県の各保健所にて、**無料(申請が必要)**で交付します。(郵送も可能)

○ヘルプカード

熊本県庁(健康福祉政策課)や県の出先機関、県内の各市区町村の福祉担当窓口で、**無料(申請不要)**で交付しています。

(2)問い合わせ先：熊本県健康福祉部 健康福祉政策課 地域支え合い支援室

TEL 096-333-2202 FAX 096-384-9870

献血に行こう!

40分で
助かる命がある!

あなたのその痛みが、あの人の心を和らげる。
あなたのその時間、あの人の命をつなげる。
あなたのその行動が、あの人に愛を伝える。



献血者が減少し、血液が不足しています。
皆様のご協力をお願いします。

- 日 時 令和4年3月22日(火)
9時30分～11時30分
12時45分～16時00分
- ところ 南関町役場(関町64番地)
※新庁舎移転に伴い、南関町公民館から役場に
場所を変更していますのでご注意ください。
☎ 南関町 保健センター ☎53-3298

国民健康保険の加入・脱退の 手続きはお済みですか？

職場の健康保険を喪失した場合や
新たに加わった場合は、
国保への加入や脱退の
届出が必要です。

自動更新
ではありません!!



手続きに必要なもの

職場の健康保険をやめたとき

- 健康保険資格喪失証明書
- 本人確認書類(免許証など)
- その他(必要に応じて)

職場の健康保険に加入したとき

- 職場の健康保険証(全員分)
- 国保の保険証(全員分)

(届出場所) 税務住民課 住民係

交通事故にあったとき

交通事故など第三者から傷害を受けた場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険を使って治療を受けることができます。その際は必ず国民健康保険係へ連絡し、「第三者の行為による被害届」を提出してください。なお、損害保険会社が届け出のお手伝いをする場合があります。

届出に必要な書類等

- 保険証 ●印鑑 ●交通事故証明書
- その他必要書類



※なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませると健康保険は使えません。まずは、国民健康保険係へご相談ください。

☎ 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

人とひとのつながりは、心を支え、命を守る

3月は「自殺対策強化月間」です。

日本では、毎年多くの方が自ら命を絶っています。その原因はさまざまですが、死にたくて死ぬのではなく、「心理的に追い込まれた末の死」だということです。

身近に心の不調な人がいれば、次のことに注意して接しましょう。

- ・「夜眠れていますか？」など、身近なことから声をかけてみましょう。
- ・相手が悩みを話してくれたら、助言や結論を急がず、まずは相手の話をじっくり聞きましょう。
- ・適切な支援者や相談者、公的な相談機関へつなぎましょう。

「こころの健康相談」を保健センターで実施しています。

日程は保健センターへご確認ください。

「臨床心理士」が対応します。

○こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556

○よりそいホットライン 0120-279-338

(一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な窓口です。)